

松下幸之助記念財団 研究助成

研究報告

(MS Word データ送信)

【氏名】 足立 香

【所属】 (助成決定時) 東京大学 総合文化研究科

【研究題目】 グローバルガバナンスにおける国連総会の機能：ミレニアム開発目標を事例として

【研究の目的】 (400字程度)

2000年、国連総会において全会一致で採択されたミレニアム宣言のロードマップとして作成され、2015年までの達成目標を定めたミレニアム開発目標(MDGs)は、既に合意されたミレニアム宣言と同じ内容であるにもかかわらず、その後総会において議論がくりかえされ、達成期間の中間地点である2007年に改訂されるに至った。総会決議は法的拘束力がなく、国連加盟国は毎年多数の決議を採択し続けている。なぜ国連加盟国はすでに合意した内容であり、かつ拘束力のないMDGsについて議論を続け、達成期間半ばで改訂したのか。この研究はこの問いを明らかにしようとする。本研究はまた、この問いを通してグローバルガバナンスにおける国連総会の役割についての考察を試みる。国連総会は、一国一票原則のもと、全ての加盟国が議題を提案できる議論の場である。その非効率性や決議の拘束力の限界はしばしば加盟国からの批判の対象とはなるものの、未だ総会には世界のリーダーが参加し続けている。不安定な国際情勢が続き一国主義が台頭する今日、国際協調のために国連総会が担う役割があるかもしれない。しかし、国連総会についての知見は十分に蓄積されているとはいえない。

【研究の内容・方法】 (800字程度)

上に述べた問いを明らかにするために、以下の3つの考察を行った。

第一に、国連総会に関する先行研究や歴史を調査し、国連総会が決議を採択するにあたり、加盟国間での著しい対立や長期化した議論があった事例を分析した。国連への加盟の承認など国連を運営する上で拘束力をもつ決議、機能不全に陥った国連安全保障理事会に代わって行う安全保障のための決議(「平和のための結集決議」)、あるいは特定の国の政策を名指しで批判する国家主権に挑戦する決議は、加盟国間で白熱した議論が行われた。しかし、MDGsはそれらの条件にあてはまらない。

第二に、国連と加盟国のみでなく非国家主体であるNGOsを分析対象に含め、投票権をもたないNGOsが国連総会における意思決定に影響を及ぼすことが可能であるか考察した。国連とNGOsの関係についての記録を分析した結果、1990年代にNGOsの参加を積極的に促した様々な国連特別会議が国連総会の提案のもと行われたことが判明した。これらの会議は通常の総会ではないため運営方法に例外が認められ、通常は総会への参加資格をもたない非国家主体も積極的に参加することができた。しかし、NGOsの存在感があがるにつれ加盟国との軋轢が生まれるようになり、NGOsの参加に対し警戒感がもたれるようになり、2000年に開催されミレニアム宣言が採択されたミレニアムサミットでのNGOsの参加はごく限られたものであった。1990年代の国連特別会議での意思決定に関わったものの、ミレニアム宣言およびMDGsにおいては、活動分野が含まれなかったNGOsが、国連および加盟国代表部にMDGsをより包括的なものにするよう働きかけたことが判明した。

第三に、MDGsが国連総会に初めて提出された2001年から最終的に合意された2007年までの国連総会議事録、国連総会に提出されたレポート、および国連総会決議を調査し、加盟国がMDGs合意に難色を示した理由を分析した。加盟国は、MDGsにミレニアム宣言だけでなく国連特別会議で採択された合意も反映されるべきであると主張した。最終的に、MDGsは4つのターゲットが追加された。新しく加えられたターゲットには、NGOsが加盟国や国連にMDGsに含めるよう強く働きかけたリロダクティブ・ヘルスがあった。

【結論・考察】（４００字程度）

上に述べた分析により、国際関係論へ以下の示唆が得られた。1990年代に開催された国連特別会議において、国連がNGOsの参加を推進した。すなわち、国際組織が限られた権限のみで解決することが難しいグローバルイシューに直面した際、非国家主体と連携することにより、ターゲットである国家に対する拘束力を発揮しようとする「オーケストレーション」が行われた。多数のNGOsが意思決定の過程に参加した国連特別会議の結果、数多くの国際開発目標が成立したが、MDGsにはそれらの目標のごく一部のみが含まれた。そこで、MDGsをより包括的なものにしようと、NGOsが加盟国や国連に積極的な働きかけを行った。つまり、「オーケストレーション」の結果、「アクター」の数が増加し、「スコープ」が拡大された（国際制度は合理的選択によって設計される「国際制度の合理的デザイン」）。このように、以前に成立した合意が、意図せず、その後の合意に制約を加える可能性がある（歴史的制度論）。これらの結論から、国連総会には長い歴史があり、その変遷を考察する必要性があること、また、国連総会は政府間の政府間の意思決定機関であるが、非国家主体も参加する国連特別会議が国連総会の提案で主催されるなど、加盟国だけではなく非国家主体も分析の対象にする必要性が示された。